

○松本市建設コンサルタント業務共同企業体運用要綱

平成29年3月31日

告示第99号

(趣旨)

第1条 この要綱は、市が発注する建設工事に係る測量、調査、設計及び工事監理の業務（以下「建設コンサルタント等の業務」という。）に関し、共同企業体を活用する場合の運用基準を定めるものとする。

(共同企業体活用の原則)

第2条 市が発注する建設コンサルタント等の業務は、単体の企業への発注を基本とするが、技術力の結集等により効果的な履行が確保できると認められる適正な範囲で、共同企業体を活用することができるものとする。

(共同企業体の方式)

第3条 共同企業体の運営方式は、各構成員が対等の立場で一体となって業務を履行する共同履行方式とする。

(共同企業体の活用)

第4条 共同企業体の活用は、次によるものとする。

(1) 対象業務は、業務の規模、性格等に照らし合わせて、発注者が必要と認める業務とする。

(2) 共同企業体の構成員の数、組合せ、資格等は、次によるものとする。

ア 構成員数

2者又は3者とする。ただし、特に大規模であって、技術力を結集する必要があると認められる業務については、4者とすることができるものとする。

イ 組合せ

構成員の組合せは、対象業務ごとに定めるものとする。

ウ 資格

構成員は、対象業務について次の要件を満たす者とする。

(ア) 松本市建設工事入札制度合理化対策要綱（昭和42年告示第11号）第8条に規定する建設コンサルタント入札参加資格者名簿に登録されていること。ただし、市長がやむを得ないものと認めた場合は、この限りでない。

(イ) 当該業務について、単体企業として入札又は見積合せ（以下「入札等」という。）に参加する者でないこと。

(ウ) 対象業務ごとに市長が別に定める要件を満たしていること。

エ 結成方法

自主結成とする。

(3) 出資比率は、構成員が自主的に定めるものとする。ただし、その最小出資比率は、次のとおりとする。

ア 2者の場合

30パーセント以上

イ 3者の場合

20パーセント以上

ウ 4者の場合

15パーセント以上

(4) 代表者は、構成員のうち最大の業務履行能力を有する者とし、代表者の出資比率は、構成員中最大とする。

2 共同企業体の構成員は、当該業務において他の共同企業体の構成員になることはできないものとする。

3 結成された共同企業体のうち、当該業務の委託契約の相手方とならなかった者は、当該業務に係る委託契約が締結された日に解散するものとする。

(入札参加資格確認申請)

第5条 共同企業体を結成して入札等に参加を希望する者は、次に掲げる書類（以下「申請書等」という。）を市長に提出し、入札参加資格の有無について確認を受けなければならない。

(1) 共同企業体入札参加資格確認申請書（様式第1号）

(2) 共同企業体協定書（様式第2号）

(3) 委任状（様式第3号）

(4) 使用印鑑届（様式第4号）

(入札参加資格審査)

第6条 市長は、前条の規定により申請書等の提出を受けたときは、入札参加資格の有無について審査するものとする。

(入札参加資格通知)

第7条 市長は、前条の規定により審査した結果を、申請書等を提出した者に通知するものとする。

2 入札参加資格を認められなかった者は、市長に対して文書でその理由について説明を
求めることができるものとする。

3 市長は、前項の規定により説明を求められたときは、その理由を文書により回答する
ものとする。

(入札書等)

第8条 共同企業体の入札書又は見積書には、当該共同企業体の名称及び代表者を明記
し、構成員の代表者全員が記名押印しなければならない。ただし、当該企業体の代表者
に入札等に関する権限が委任されている場合は、この代表者が記名押印するものとし
る。

(契約書)

第9条 共同企業体との契約の締結における契約書には、当該共同企業体の名称及び代表
者を明記し、構成員の代表者全員が記名押印しなければならない。ただし、当該企業体
の代表者に契約に関する権限が委任されている場合は、この代表者が記名押印するもの
とする。

(代表者の権能)

第10条 業務の監督、業務委託料の支払い等契約に基づく行為については、共同企業体
の代表者を相手方とするものとする。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成29年4月1日から施行する。

